

高松市監査委員告示第 27 号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 8 年 8 月 31 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	坂	下	且	人

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 令和5年度

監査テーマ 病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	意見	バリアフリー化を図ることについて（女木診療所）	P97	健康福祉局	国保・高齢者 医療課	R8.8.3

監査実施年度 令和7年度

監査テーマ 補助金等に係る財務事務の執行について

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
2	指摘	補助金により取得した財産の処分に一定の制限を設けることについて	P77	健康福祉局	こども保育教育課	R8.7.31

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	バリアフリー化を図ることについて（女木診療所）	
意 見 の 内 容	女木診療所については、施設等の老朽化が進んでおり、利用者の多くは高齢者であることからバリアフリー化について検討することが望ましい。 一方で、女木診療所においては患者数がゼロの日もあり、また、フェリーで本島や男木島まで約20分で行くことができることから、時間的な観点からは本島に住む患者が病院を利用する場合と変わらないとも言えるため、その存続意義について検討の上対策を講じることが望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P97	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和8年8月3日
所 管 課 等	健康福祉局 国保・高齢者医療課
措 置 結 果	本件意見に係る女木診療所のバリアフリー化については、現施設の限られたスペースの中で、利用者の意見を聞きながら対応を検討し、令和8年6月に、玄関の出入りを円滑に行えるよう、新たに手摺及び椅子を設置した。 また、本診療所については、女木島唯一の医療施設として、地域住民の医療確保に重要な役割を果たしていることから、その必要性を十分に考慮し、引き続き、適切な運営に努めていくこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和7年度／補助金等に係る財務事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	補助金により取得した財産の処分に一定の制限を設けることについて	
指 摘 の 内 容	担当課への質問によれば、重要な財産に該当する資産を購入することは想定されていないとしていたが、制限が設けられていない場合、仮に財産を取得後処分された場合や、換金されていた場合でも補助金の返還を主張できない可能性がある。 要綱を作成している場合は当該要綱に、財産の処分に関する規定を設ける必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P77	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和8年7月31日
所 管 課 等	健康福祉局 こども保育教育課
措 置 結 果	本件指摘事項については、高松市すこやか認定保育所事業実施要綱を改正し、補助金により取得した財産の処分制限に関する規定を設け、令和8年4月から適用することとした。